

学び合いの場づくりのコーディネート業務 受託候補者評価要領

(趣旨)

第1条 この要領は、学び合いの場づくりのコーディネート業務受託候補者選定要綱（以下「要綱」という。）第5条第2項第2号に定める評価要領に関し、必要な事項を定める。

(評価項目及び配点)

第2条 要綱第5条第4項第1号に定める「当該プロポーザルの評価項目及び配点」は、別表のとおりとする。

(評価方法)

第3条 当該プロポーザルの評価は、学び合いの場づくりのコーディネート業務受託候補者選定委員会（以下「委員会」という。）が評価者となり、同事業に係る企画運營業務受託候補者審査表（第1号様式、以下「審査表」という。）を用いて、企画提案書を書類審査して評価する。

2 前項の評価において、各評価者の平均点が60点を超え、かつ最も高い者を受託候補者として選定する。ただし、平均点が同じ者が複数ある場合は、見積金額の最も低い者を受託候補者として選定する。

3 委員会は、受託候補者の次点として、前項規定による評価の結果が第2順位及び第3順位の者を、それぞれ優先交渉権が第2順位及び第3順位の者として選定する。ただし、平均点が同じ者が複数ある場合は、前項のただし書きを準用して選定する。

(参加者が1者の場合の措置)

第4条 参加者が1者の場合においては、委員が審査表を用いて企画提案書を書類審査し、各評価者の平均点が60点を超える場合は、本業務を受託するに当たり適切に業務を遂行できると判断し、受託候補者として選定する。

附 則

この要領は、決定の日から施行し、令和9年3月31日をもって廃止する。

別表（第2条関係）

評価項目		配点
全体評価	・本業務の趣旨及び目的を十分理解した提案内容となっているか。 ・本拠点のコンセプトを踏まえ、「自習・居場所」と「学び合い」の双方を実現できる提案となっているか。	20点
学び合いの場づくり	・参加者が主体的に参画し、「やってみたい」から実践につながるプログラムとなっているか。 ・本拠点への愛着や継続的な利用につながる企画となっているか。	20点
	・講師やテーマの選定、多様な世代との交流など、学びや体験を深める工夫があるか。	10点
利用促進	・本拠点の開設周知及び利用促進に繋がる広報提案となっているか。	10点
独自提案	・仕様書に示す内容に加え、本拠点の魅力向上や利用促進につながる独自性・創意工夫のある提案となっているか。	10点
運営体制	・本業務を遂行するために必要な知識・経験を有する人材配置となっているか。 ・スケジュール管理、運営体制等を含め、円滑な業務遂行が期待できるか。	10点
類似業務の実績	・同種・類似業務の実績を有しているか。	10点
市内中小企業	・本市区域内に本店又は主たる事業所を有する中小企業か。	5点
見積金額	・以下の式により配点する。ただし、小数点以下は切り捨てる。 $5 \text{ 点} \times (\text{受託参加者中の最低見積額}) / (\text{各受託参加者の見積額})$ ※小数点以下は切捨て	5点
計		100点

第1号様式（第3条関係）

学び合いの場づくりのコーディネート業務委託
受託候補者審査表

評価者名（ ）

評価項目		配 点					備 考
		A	B	C	D	E	
業務遂行能力 (70点)	【全体評価】 ・本業務の趣旨及び目的を十分理解した提案内容となっているか。 ・本拠点のコンセプトを踏まえ、「自習・居場所」と「学び合い」の双方を実現できる提案となっているか。	20	16	12	8	4	
	【学び合いの場づくり】 ・参加者が主体的に参画し、「やってみたい」から実践につながるプログラムとなっているか。 ・本拠点への愛着や継続的な利用につながる企画となっているか。	20	16	12	8	4	
	・講師やテーマの選定、多様な世代との交流など、学びや体験を深める工夫があるか。	10	8	6	4	2	
	【利用促進】 ・本拠点の開設周知及び利用促進に繋がる広報提案となっているか。	10	8	6	4	2	
	【独自提案】 ・仕様書に示す内容に加え、本拠点の魅力向上や利用促進につながる独自性・創意工夫のある提案となっているか。	10	8	6	4	2	
運営体制 (10点)	・本業務を遂行するために必要な知識・経験を有する人材配置となっているか。 ・スケジュール管理、運営体制等を含め、円滑な業務遂行が期待できるか。	10	8	6	4	2	
類似業務の実績 (10点)	・同種・類似業務の実績を有しているか。	10	8	6	4	2	
市内 中小企業 (5点)	・本市区域内に本店又は主たる事業所を有する中小企業か。該当する場合は5点	5	4	3	2	1	
見積金額 (5点)	・以下の式により配点する。(小数点以下は切り捨て) 5点×(受託参加者中の最低見積額)/(各受託参加者の見積額)	5	4	3	2	1	
合計得点							

※ A：優れている B：やや優れている C：妥当 D：やや不十分 E：不十分

※ 配点がD又はEの場合は、必ず備考欄にコメントを記載すること。